

| | |
|--|-----------------|
| (43) 通話録音装置等設置補助金 | |
| 【担当部署】 総務課防災安全係 【電話番号】 0167-44-2122 | 【窓口の場所】 役場庁舎 2階 |
| 【ホームページアドレス】 | |
| 【補助金の内容】 ・通話録音装置及び着信拒否装置等の普及を図り、もって深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防止するため、これらの機器を購入した方に対し補助する ※通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。 ※着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は警告表示する機能を有する機器をいう。 | |
| 【補助対象者】 ・中富良野町内に住所を有する65歳以上の方（以下、「高齢者」という。）のうち、次のいずれかに該当する方。 ①一人暮らしの高齢者 ②高齢者のみで構成される世帯の方（①の方を除く。） ③日中、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の方（①及び②の方を除く。） ※同一の世帯に過去に補助金の交付を受けた方がいる場合、補助対象者及び同一の世帯に町税等を滞納している方がいる場合は補助対象者となりません。 | |
| 【補助金額】 ・補助対象経費の額の2分の1以内（上限5千円） ※100円未満切り捨て | |
| 【実施期間】 令和3年度～ | |
| 【申請に必要なもの】 ・申請書類 ・機器の購入に係る領収書 ・商品カタログ等、購入した機器の機能が確認できるもの ・その他町長が必要と認める書類 | |
| 【交付までの流れ】 ①機器の購入⇒ ②交付申請⇒ ③申請書類の審査⇒ ④交付決定⇒ ⑤指定口座へ振込 | |
| 【備考】 | |